

政府

59/2017/NĐ-CP 号

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ、2017年5月12日

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する政令

2015年6月19日付政府組織法に従い；

2008年11月13日付生物多様性法に従い；

2016年4月6日付薬事法に従い；

天然資源環境大臣の要請により；

政府は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する政令を公布する。

第1章

総則

第1条 規則の範囲

本政令は、ベトナム社会主義共和国が主権的権利を有する遺伝資源の利用を目的とする当該資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関連する活動の管理について規定する。

第2条 適用の対象

本政令は、商用製品の研究又は開発への利用を目的とする遺伝資源へのアクセ

原文タイトル: DECREE On The Management Of Access To Genetic Resources And The Sharing of Benefits Arising From Their Utilization

原文リンク: https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/AC33787F-4DE3-45A3-403D-DC8032E58A87/attachments/Vietnam%20ABS%20decree_English_Jun%2003_clean.pdf

(最終アクセス日: 平成 29 年 11 月 8 日)

スに関連する活動を実施する個人及び組織に適用される。

第3条 用語の解釈

本政令において、以下の用語は次のとおり解釈される：

1. 「提供者」とは、生物多様性法第55条第2項の規定に準じ国家より遺伝資源の管理を委任された個人及び／又は組織をいう。
2. 「取得者」とは、ベトナム社会主義共和国が主権的権利を有する遺伝資源の利用を目的とする当該資源へのアクセスを行う個人及び／又は組織をいう。
3. 「第三者」とは、権限ある国家当局から交付された許可証の条件に従って取得者から移転された、遺伝資源及びの派生物にアクセスする個人又は組織をいう。
4. 「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。
5. 「遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する国際的に認められた遵守の証明書」とは、自国の中央連絡先が生物多様性条約事務局の取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに掲載した、遺伝資源へのアクセス許可証及び遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約書の基本的な情報を含む電子文書をいう。
6. 「派生物」とは、天然に存在する生化学的化合物であって、生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生ずるものをいい、遺伝の機能的な単位を有していないものを含む。
7. 「遺伝資源へのアクセス許可証」とは、取得者に対して以下を目的とする遺伝資源へのアクセスを認める、国の権限のある当局により交付される書類をいう：非商業目的の研究；商業目的の研究；商用製品の開発。
8. 「遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関する契約」（以下、「契約」という）とは、利用のための遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分を行うための条項及び条件に関する提供者と取得者との間の合意をいう。
9. 「名古屋議定書」とは、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会

及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の略称である。

10. 「遺伝資源の原産地」とは、野生状態の遺伝資源が採取される場所又は遺伝資源が家畜化、栽培化され長年にわたり生産されている場所をいう。
11. 「遺伝資源の利用」とは、遺伝資源の遺伝的及び／又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことをいい、本政令に規定するバイオテクノロジーを用いるものを含む。

第4条 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する原則

1. ベトナム社会主義共和国は、領域内に存在する全ての遺伝資源に対して主権的権利を有する。
2. 遺伝資源の取得者が外国籍の個人又は組織である場合、国の権限のある当局により許可証が交付された場合にのみ遺伝資源へのアクセスが認められる。
3. 国は、国内の組織及び個人に対し、遺伝資源に関する研究及び開発を行うことを推奨する。
4. 遺伝資源の利用から生ずる利益は、利害関係者に対し公正かつ衡平に配分されなければならない。生物資源の効果的な管理に貢献し、科学的な研究過程及び遺伝資源の商業化を促進し、及び、とりわけ遺伝資源の保全及び持続可能な利用における地域社会の役割に焦点を当てなければならない。

第5条 名古屋議定書に関する中央連絡先

1. 天然資源環境省は、名古屋議定書に関する中央連絡先である。
2. 中央連絡先は以下の責任を有する：
 - a) 遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新及び取消しに関する活動の一元的な管理及び監視を実施する；
 - b) 名古屋議定書の規定に従って中央連絡先として働き、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを通して生物多様性条約事務局へ情報を提供し、情報交換を調整する；ベトナムにおける名古屋議定書の実施に関する

国家報告書の作成を主管する；名古屋議定書の締約国の会議の決定を提案及び実施する；名古屋議定書に対する国家の義務の履行について調整し、取りまとめる；

- c) その他の国と連携し、外国におけるベトナムの遺伝資源の利用に適用される名古屋議定書の遵守措置を実施する；遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する二国間又は多国間の国際協力活動の実施を取りまとめる。

第2章

遺伝資源へのアクセスの許可証の交付、更新及び取消し

第6条 遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新及び取消しを行う国の権限のある当局

1. 農業農村開発省は、農作物、家畜、水生種及び林業種苗の遺伝資源に対する遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新及び取消しを行うものとする。
2. 天然資源環境省は、上記1の規定に属さない遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新及び取消しを行うものとする。

第7条 遺伝資源へのアクセス許可証の登録及び交付申請を行う者

1. 遺伝資源へのアクセス許可証の登録及び交付申請が必要となる者は以下のとおり：
 - a) 商用目的又は商用製品の開発のための遺伝資源へのアクセスを希望するベトナム国籍の個人及び組織；
 - b) 何らかの目的のため、ベトナム国内の遺伝資源へのアクセスを希望する外国籍の個人及び組織；
 - c) 遺伝資源の国外への移転を希望するベトナム国籍の個人及び組織、ただし本政令第20条に規定される場合を除く。
2. 上記1に定める遺伝資源へのアクセス許可証について登録及び交付申請を行う個人は、以下の要件を満たさなければならない：
 - a) 生物学、バイオテクノロジー、薬学又は農業科学など遺伝資源に関連する分野の学位（学士以上）を有する。

- b) 生物学、バイオテクノロジー、薬学又は農業科学分野の組織が設立された国家の法令規定に従い活動中の科学技術組織の構成員であり、かつ、本政令の附属書の様式 01 号に基づいて作成された文書により、当該組織に保証されている。

第 8 条 遺伝資源へのアクセス許可証の登録及び交付申請を行う者に対する要件

遺伝資源へのアクセスを希望する場合、本政令第 7 条に規定される者は以下の手順を実施するものとする：

1. 国の権限のある当局に対し、遺伝資源へのアクセスを登録する。
2. 提供者との交渉及び契約締結を行う。
3. コミュニオンレベル人民委員会に対し、合意書の認証を申請する。
4. 国の権限のある当局に対し、遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類を提出する。
5. 情報及び補充資料を提供する；及び、遺伝資源へのアクセス許可証の申請書類の審査期間中に、国の権限のある当局の要求に応じて書類を完成させる。

第 9 条 遺伝資源へのアクセス登録

1. 個人及び組織は、国の権限のある当局への遺伝資源へのアクセス登録書類（以下、「登録書類」という）を以下のいずれかの方法により提出するものとする：国の権限のある当局の本部への直接提出、郵送又は電子登録。
2. 登録書類は以下を含む：
 - a) 遺伝資源へのアクセス登録申請書（本政令附属書の様式 02 号に定めるとおり）；
 - b) 組織が設立された国の法令規定に従った法的立場を証明する文書；以下のいずれかの書類について有効期間内の原本又は認証付きの写しを提出：申請者の身分を証明するための、国の権限のある当局により交付された旅券、人民証明書、公民身分証明カード又は写真の貼付、個人情報記載があるその他の書類（以下、「身分証明書」という）；

- c) 外国籍の個人及び組織が遺伝資源へのアクセス登録を行う場合、ベトナムの科学技術組織との協力に関する合意文書を提出しなければならない；
 - d) 複数の組織及び個人が参加する共同プログラム又はプロジェクトに属する遺伝資源へのアクセス登録の場合：登録を代表する組織又は個人に対する書面による認可（単一又は複数）を提出しなければならない。
3. 登録書類の受領日から 10 日以内に、国の権限のある当局は、登録の承認又は拒否について、拒否の場合は理由を明記し、申請者に書面による通知を送付するものとする。

第 10 条 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する交渉及び契約締結

- 1. 国の権限のある当局より遺伝資源へのアクセス登録の書面による承認を取得した後、申請者（単一又は複数）は提供者との交渉及び契約締結を行う。
- 2. 契約内容は本政令第 15 条を遵守しなければならない。
- 3. 複数の個人又は組織が提携して遺伝資源を提供又はアクセスする場合、当該個人又は組織は共同で交渉及び契約締結を行わなければならない。

第 11 条 遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約書の認証

- 1. 遺伝資源がアクセスされる場所又は提供者が登録した住所の所在地のコミュニケーションレベル人民委員会は、申請者による要請がある場合、契約書を認証するものとする。
- 2. 認証の検討にあたり、コミュニケーションレベル人民委員会に提出する書類は以下のとおり：
 - a) 国の権限のある当局により交付された遺伝資源へのアクセス登録承認書の写し；
 - b) 関係者間で締結された契約書；
 - c) 以下のいずれかの書類について有効期限内の原本を提出：遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約書の認証申請者の身分を証明するための、国の権限のある当局により交付された旅券、人民証明書、公民身分証明カード又は写真の貼付、個人情報記載があるその他の書類（以下、「身分証明書」

という)。

3. 契約書の認証に係る期限は、書類の受領日から3営業日を超えないものとする。

第12条 遺伝資源へのアクセス許可証の申請書類

1. 遺伝資源へのアクセス許可証を申請する者は、当該許可証の申請書類（以下、「申請書類」という）を国の権限のある当局に対し以下のいずれかの方法により提出しなければならない：国の権限のある当局の本部への直接提出、又は郵送による提出。申請書類は以下を含む：
 - a) 国の権限のある当局により交付された遺伝資源へのアクセス登録承認書の写し；
 - b) 提供者と取得者との間で合意及び締結し、コミュニケーションレベル人民委員会により認証された契約書；
 - c) 条件付きアクセス及び利用となる遺伝資源リストに属する遺伝資源へのアクセスの場合は、領域の管理省庁の書面による承認が必要となる；
 - d) 個人が申請書類を提出する場合は、本政令第7条2項の規定に従った文書が必要となる。
2. 申請者は、遺伝資源へのアクセス登録承認書の発行日から最大12ヶ月以内に、国の権限のある当局に対し申請書類を提出するものとする。期間を過ぎて提出される書類は無効とみなされる。

第13条 遺伝資源へのアクセス許可証の審査及び交付

1. 国の権限のある当局は、申請書類の受領日から5営業日以内に、書面による通知を申請者に対し送付するものし、当該書面において、書類が有効である旨を通知する、又は書類の完備に向けた補完を請求する、又は書類が有効でない場合は申請を拒否する。申請書類を補完、完備するための期間は、当該の補完、完備を請求する書面による通知を受領した日から60日を超えないものとする。
2. 審査期間：

- a) 国の権限のある当局は、有効な申請書類の受領日から 30 日以内に、非商業目的の研究のための遺伝資源へのアクセス申請の審査を行う。
 - b) 国の権限のある当局は、有効な申請書類の受領日から 90 日以内に、商業目的の研究又は商用製品開発のための遺伝資源へのアクセス申請に対して審査評議会を設立する。審査評議会の構成員は、天然資源環境省、農業農村開発省、関係各省、遺伝資源へのアクセスが行われる予定の場所の省レベル人民委員会、及び主要な専門家である。
3. 審査内容：
- a) 生物多様性法第 59 条に定める規則の遵守；
 - b) 申請書類に記載された情報の充足性及び正確性；
 - c) 遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約内容の現行の法令規定との適合性；
 - d) 生物多様性、経済及び社会に対する当該アクセス行為の影響評価；
 - d) 組織及び個人の遺伝資源へのアクセス及び利益配分の実施能力。
4. 国の権限のある当局の長は、審査結果が出された日から 15 日以内に、遺伝資源へのアクセス許可証の交付の可否を検討し、決定するものとする。許可証の交付を拒否する場合、国の権限のある当局は申請者に対し、拒否の理由を明記し、書面によりその旨を通知するものとする。
5. 天然資源環境大臣及び農業農村開発大臣は、審査評議会の組織及び責務について定め、当該省の機関を常任の下位組織として任命し、その任務を審査及び特定する。

第 14 条 用途の変更、第三者への遺伝資源の移転；及び遺伝資源の利用に基づく独創的な成果に対する知的財産権の登録。

1. 許可証を交付された個人及び組織は、登録した目的のみにおいて遺伝資源を利用するものとする。用途を変更する場合は、本政令第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定を遵守し、新たに遺伝資源へのアクセス許可証を取得しなければならない。
2. アクセスした遺伝資源及びその派生物の第三者への移転に対する要件は、以下のとおり：

- a) 個人又は組織が遺伝資源へのアクセス許可証に定められた利用目的の変更を伴わず、遺伝資源及びその派生物の移転を希望する場合、当該の個人又は組織は、遺伝資源へのアクセス許可証を交付した国の権限のある当局に対し書面による通知を行うものとする；
 - b) アクセス許可証に定められた利用目的の変更を伴い、遺伝資源及びその派生物を移転する場合、第三者は、遺伝資源及びその派生物の受入れ前に、提供者と合意し、契約の締結を行い、本政令第 10 条、第 11 条、第 12 条の規定を実施しなければならない；
 - c) アクセスした遺伝資源及びその派生物の第三者への移転は、遺伝資源へのアクセス許可証及び遺伝資源の利用から生ずる提供者への利益の配分に関する規定を含めた、提供者と取得者の間で締結された契約に定められた義務の移転も含むものとする。
3. 遺伝資源及びその派生物の利用から生ずる独創的な成果に対する知的財産権の登録は、アクセスした遺伝資源の出所又は原産地を明記し、本政令第 22 条 2 項の規定を遵守しなければならない。

第 15 条 遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約

1. 契約は、本政令の附属書の様式 03 号に従った所定の内容を含むものとする。遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する契約内容は、本政令の規定を遵守しなければならない。
2. 契約は、国の権限のある当局による遺伝資源へのアクセス許可証の交付後のみ発効する。
3. 遺伝資源へのアクセス許可証の有効期限満了時の契約の履行は以下のとおり：
 - a) 遺伝資源へのアクセス許可証の有効期限の満了時点以降、取得者には遺伝資源へのアクセスが認められない；
 - b) 利益配分に関する契約条項は継続して有効である。
4. 遺伝資源へのアクセス許可証が取消された場合の契約の履行は、本政令第 18 条 3 項の規定を遵守しなければならない。
5. 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関連する紛争、

異議申立は、ベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定に従い解決されるものとする。

第 16 条 遺伝資源へのアクセス許可証の内容及び期間

1. 遺伝資源へのアクセス許可証は、本政令に添付されている附属書の様式 04 号に則り作成するものとする。
2. 遺伝資源へのアクセス許可証の有効期間は、遺伝資源へのアクセス許可証の申請書類における遺伝資源へのアクセスの目的及び計画に基づき、国の権限のある当局により確定されるものとし、最長でも 3 年を超えないものとする。
3. 遺伝資源へのアクセス許可証を交付された個人及び組織は、当該遺伝資源を国外に移転する権利を有する。ただし、当該遺伝資源が、輸出が禁止又は制限されている遺伝資源リストに属する場合を除く。

第 17 条 遺伝資源へのアクセス許可証の更新

1. 遺伝資源へのアクセス許可証の有効期限満了の 2 ヶ月前に、遺伝資源へのアクセスの継続を希望する取得者は、以下のいずれかの方法により、国の権限のある当局に対し遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請書類（以下、「更新申請書類」という）を提出しなければならない：国の権限のある当局の本部への直接提出又は郵送による提出。
2. 遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請書類は以下を含む：
 - a) 本政令に添付されている附属書の様式 05 号に則る遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請書；
 - b) 交付されたアクセス許可証及び当事者間で締結した契約の内容に基づく、更新申請時点までの遺伝資源へのアクセス及び利用の結果に関する報告書；
 - c) 交付された遺伝資源へのアクセス許可証の写し；
 - d) 取得者と提供者との間で締結した契約書の写し；
 - d) 当事者間での遺伝資源へのアクセス行為を延長することに対する提供者の同意文書。
3. 有効な更新申請書類の受領日から遅くとも 30 日以内に、許可証を交付した

国の権限のある当局は、遺伝資源へのアクセス許可証の更新を検討する責任を有する。遺伝資源へのアクセス許可証の更新決定を示す書類は、本政令に添付されている附属書の様式 06 号に則り作成するものとする。

4. 遺伝資源へのアクセス許可証の延長された有効期間は、本政令第 16 条 2 項に規定される。
5. 申請者は、規定に従い更新料を納付しなければならない。

第 18 条 遺伝資源へのアクセス許可証の取消し

1. 国の権限のある当局により以下のいずれかに該当することが発覚した場合、遺伝資源へのアクセス許可証は取消されるものとする：
 - a) 遺伝資源へのアクセス許可証を取得する目的において個人・組織が虚偽の情報を提供した；
 - b) 遺伝資源へのアクセス及びその利用行為がベトナムの人、環境、安全保障、国防、又は国益を害する；
 - c) 許可証の適用範囲外となる遺伝資源へのアクセス及び利用が行われている；
 - d) 法令に定めるその他の違反。
2. 遺伝資源へのアクセス許可証に関する違反行為の情報又は異議申立を受けた日から 30 日以内に、許可証を交付した国の権限のある当局は、交付した遺伝資源へのアクセス許可証を取消すか否かについて決定を下すための書類処理を完了しなければならない。遺伝資源へのアクセス許可証の取消し決定書は、本政令に添付されている附属書の様式 07 号に則り作成するものとする。
3. 遺伝資源へのアクセス許可証の取消決定日から、遺伝資源へのアクセス許可証を交付されている個人又は組織は以下の要件に従わなければならない：
 - a) 許可証を交付されていたところの遺伝資源へのアクセス及び利用を継続してはならない；
 - b) アクセスした遺伝資源から生ずる利益の配分に関する合意事項については、締結した契約の規定に従って継続しなければならない；
 - c) (これに該当する場合、) ベトナム法の規定に基づき、環境及び生物多様性に

対する損害及びその修復に対して賠償金を支払わなければならない。

第 19 条 遺伝資源へのアクセス許可証の交付又は更新申請書類の審査費用

個人及び組織は、遺伝資源へのアクセス許可証の交付又は更新申請書類提出時に、費用及び手数料に関する法律の規定に従い審査費用を納付するものとする。

第 20 条 遺伝資源の国外への移転を希望するベトナムの学生、博士課程在籍者又は科学技術組織に対する要件

1. 自身の研究のために遺伝資源の国外への移転を希望するベトナムの学生又は博士課程在籍者は、国の権限のある当局に対し、同局への直接提出、郵送又は電子登録のいずれかの方法により書類を提出するものとする。提出書類は以下を含むこと：
 - a) 本政令に添付されている附属書の様式 08 号に則り作成された、学術目的における遺伝資源の国外への移転に関する申請書；
 - b) 以下のいずれかの書類について有効期間内の原本又は認証付きの写しを提出：申請者の身分を証明するための、国の権限のある当局により交付された旅券、人民証明書、公民身分証明カード又は写真の貼付、個人情報記載があるその他の書類（以下、「身分証明書」という）；
 - c) 当該の学生又は博士課程在籍者の、及び研究目的における遺伝資源の利用に関する基本情報を記載した、当該の学生又は博士課程在籍者が修学する国外の科学技術組織又は研修施設の文書又は推薦状。
2. 非商業目的の研究、分析又は評価を行うために遺伝資源の国外への移転を希望するベトナムの科学技術組織は、本政令第 6 条に定める国の権限のある当局に対し、直接提出、郵送又は電子登録のいずれかの方法により、書類を提出するものとする。提出書類は以下を含む：
 - a) 本政令に添付されている附属書の様式 08 号に則り作成された、非商業目的の研究実施のための遺伝資源の国外への移転に関する申請書；
 - b) 申請組織の法人資格を証明する文書；
 - c) ベトナムの科学技術組織の要請に基づく、外国の組織による遺伝資源受入れ同意文書；

- d) 国外への移転を申請する遺伝資源に関連し、権限ある国家機関に認可されたプログラム又はプロジェクトを示す法的文書。
- 3. 条件付きアクセス又は利用となる遺伝資源リストに属する遺伝資源の場合、個人及び組織又は、法令の規定に基づき領域の管轄省庁からの書面による同意を提出しなければならない。
- 4. 国の権限のある当局の長は、有効な書類の受領から 15 日以内に、学術目的における遺伝資源の国外への移転を許可するかについて検討し、決定するものとする。決定は、本政令に添付されている附属書の様式 09 号に定める様式に基づいて行うものとする。拒否する場合、国の権限のある当局は申請者に対し、理由を明記し書面により通知するものとする。

第 3 章

遺伝資源の利用から生ずる利益の配分

第 21 条 遺伝資源の利用から生ずる利益の形態

- 1. 遺伝資源の利用から生ずる利益は、金銭的及び非金銭的利益からなる。
- 2. 金銭的利益は以下を含む：
 - a) アクセスに関する料金・採取された試料ごとの料金；
 - b) ロイヤルティの支払；
 - c) 商業化の場合におけるライセンス料；
 - d) 一括又は分割による支払；
 - d) 遺伝資源の利用過程で発生するその他の金銭的利益。
- 3. 非金銭的利益は以下を含む：
 - a) 研究結果の共有；
 - b) 商用製品の研究、開発及び製造への共同参加権；
 - c) 遺伝資源に関連する科学技術情報へのアクセス権；
 - d) 遺伝資源の提供者への技術移転；
 - d) 遺伝資源の研究及び開発における提供者への訓練及び能力開発；

- e) 遺伝資源へのアクセスに基づく革新的な成果への貢献の割合に応じた共有知的財産権；
- g) その他の非金銭的利益。

第 22 条 金銭的利益の配分

1. 遺伝資源の利用により作られた製品に対する金銭的利益の配分は、当該製品の年間の総収益の 1 パーセントを下回らないものとする。
2. 遺伝資源及びその派生物の移転から得られる金銭的利益、又は遺伝資源に基づく知的財産権の利用から生ずる金銭的利益の提供者への配分は、移転により生ずる総額又は知的財産権の利用による総収益の 2 パーセントを下回らないものとする。
3. 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる金銭的利益の、関係者への配分は以下のとおり：
 - a) コミュニティレベル人民委員会、保全区域管理委員会、国の管理に属する遺伝資源保存又は保管施設、生物多様性保全施設、又は国から委任された研究及び技術開発施設が提供者である場合：第 1 項及び第 2 項の規定に則り、配分される金銭的利益のうち 30 パーセントが遺伝資源の提供者に支払われるものとする；また、残りの 70 パーセントは、国に納付され、生物多様性の保全及び持続可能な利用に用いられるものとする。
 - b) 国から遺伝資源の管理を委任された個人、世帯又は組織が提供者である場合：第 1 項及び第 2 項の規定に従い、配分される金銭的利益の 50 パーセントが遺伝資源の提供者に支払われるものとする；又、残りの 50 パーセントは、国に納付され、生物多様性の保全及び持続可能な利用に用いられるものとする。

第 23 条 非金銭的利益の配分

1. 遺伝資源の利用から生ずる非金銭的利益及びその配分は、当事者が合意し、契約書に記載される。
2. 非金銭的利益の受益者は以下を含む：国内の提供者、取得者が外国籍である場合の国内の提携先、及びその他の関連する組織及び個人。

3. 遺伝資源へのアクセス及びその利用に基づくあらゆる科学研究結果を公表する際、又は遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じた革新的な成果に対する知的財産権を申請する際には、アクセスした遺伝資源の出所を明記するものとする。

第4章

通知及び報告

第24条 遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する国際的に認められた遵守の証明書の公開

1. 農業農村開発省は、遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新又は取消しに関する決定を行った日から05営業日以内に、当該決定書の原本01通を天然資源環境省に対し送付する責任を有し、当該原本は情報の掲載及び国のデータベースの更新に用いられる。
2. 天然資源環境省は、国の権限のある当局が遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新又は取消しを決定した日から15営業日以内に、名古屋議定書の規定に従い、生物多様性条約事務局の取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターで、遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する国際的に認められた遵守の証明書の公開又は削除を行い、関連事項を掲載する責任を有する。

第25条 遺伝資源へのアクセス及び利益の配分の実施に関する報告

1. 本政令第7条第1項に定める者は、国の権限のある当局に対し以下の報告書を提出するものとする：
 - a) 遺伝資源へのアクセスに対して交付された許可証に明記されている遺伝資源へのアクセス活動についての報告；
 - b) 遺伝資源の利用状況、結果に関する2年に1回の定期報告；
 - c) 国の権限のある当局による要請に応じた臨時の報告。
2. 本政令第20条第1項及び第2項に定める対象は、プログラム又はプロジェクト終了日から3ヶ月以内に、遺伝資源の国外への移転を許可した国の権限のある当局に対し、研究結果についての報告を提出するものとする。

3. 天然資源環境省は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の報告書の様式を公布し、指導するものとする。

第5章

実施計画及び施行規定

第26条 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関する国家管理責任

1. 天然資源環境省は、以下の責任を有する：
 - a) 本政令の規定に基づいて与えられた任務の実施について取りまとめる；
 - b) 遺伝資源、遺伝資源に関する伝統的知識、アクセス及びその利用から生ずる利益配分に関する国家データベースを構築する；
 - c) 遺伝資源、遺伝資源へのアクセス、及びその利用から生ずる利益の配分に関する電子情報ネットワークを用いた電子ポータルサイト及び登録・報告システムを設立し、運営する；
 - d) 遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセスについて詳細に指導する；
 - d) 関係各省庁と連携し、遺伝資源及び遺伝資源に関する伝統的知識の利用から生ずる利益の配分について指導する。
2. 農業農村開発省は、以下の責任を有する：
 - a) 本政令の規定に基づいて与えられた任務の実施について取りまとめる；
 - b) 管理範囲に属する遺伝資源に関するデータベースを構築する；天然資源環境省と遺伝資源に関する情報及びデータを提供及び交換する責任を有する。
3. 保健省は、以下の責任を有する：
 - a) 与えられた責務及び権限の範囲内で本政令の規定を実施する；
 - b) 国の権限のある当局の要請により、薬用目的の遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類の審査委員会に参加する代表者を指名する。
 - c) 薬用目的の遺伝資源に関する、審査活動に資する情報及びデータを提供及び交換する。

4. 各省庁、省庁同格機関、政府付属機関は、以下の責任を有する：
 - a) 国の権限のある当局による要請に応じて、与えられた責務及び権限の範囲内で、遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類の審査活動に参加する；
 - b) （これに該当する場合、）遺伝資源へのアクセス許可証交付の審査活動のため、遺伝資源に関する情報及びデータについて、国の権限のある当局に提供及び交換する。
5. 省レベル人民委員会は、以下の責任を有する：
 - a) 国の権限のある当局と連携し、遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類の審査活動を行い、管理域内の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分を管理する；
 - b) 国の権限のある当局による要請がある場合、省内の遺伝資源に関する情報及びデータを提供する。
6. コミューンレベル人民委員会は、以下の責任を有する：
 - a) 本政令の規定に従い、契約書の認証を行う；
 - b) コミューンにおける遺伝資源へのアクセス許可証を交付された組織及び個人の遺伝資源へのアクセス及び関連活動の実施を監視する；
 - c) 遺伝資源へのアクセス許可証又は契約の違反事例について、権限に基づいて対処し、国の権限のある当局に報告する；
 - d) 書面による要請がある場合、コミューンにおける遺伝資源へのアクセス許可証を交付された組織及び個人の遺伝資源へのアクセス及び関連活動の状況について国の権限のある国家当局に報告する。

第 27 条 移行規定

1. 本政令が発効する前に国の権限のある当局に提出された遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類は、生物多様性法の規定の施行についての詳述及び指導要領に関する 2010 年 6 月 11 日付政令第 65/2010/ND-CP 号の規定に従い検討、審査されるものとする。
2. 省レベル人民委員会は、2017 年 12 月 31 日までに天然資源環境省に遺伝資源へのアクセス許可証が交付された事例の書類を転送する責任を有するもの

とし、同省が管理するものとする。

3. 2009年7月1日から本政令発効前までに遺伝資源にアクセスした組織及び個人のうち、当該遺伝資源の継続的な利用を希望し、未だ遺伝資源へのアクセス許可証を交付されていない者は、本政令の規定に従い、遺伝資源へのアクセス登録及び許可証の交付申請を実施しなければならないものとする。

第28条 発効

1. 本政令は、2017年7月1日より発効する。
2. 本政令により、2010年6月11日付政令第65/2010/NĐ-CP号生物多様性法の規定の施行に関する詳述及び指導要領第18条、第19条、第20条は無効となる。
3. 大臣、省庁同格機関の長、政府付属機関の長、省及び中央直轄市の人民委員会委員長は、本政令の施行に責任を負うものとする。

送付先：

- 共産党中央書記委員会；
- 政府首相、副首相；
- 各省庁、省庁同格機関、政府直属機関；
- 人民評議会、人民委員会、中央直轄市；
- 党中央事務局、委員会；
- 書記長事務局；
- 国家主席事務局
- 国会民族評議会、各委員会；
- 国会事務局；
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院；
- 国家監査院；
- 国家財務監査委員会；
- 社会政策銀行；
- ベトナム開発銀行；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 各団体の中央機関；
- 政府官房：担当大臣、副担当、政府首相補佐、電子情報ポータル責任者、直属各局・部署
- 保管：書類管理部、KGVX（3部）。

政府代表

首相

(署名・捺印)

グエン・スアン・フック

附属書

(2017年5月12日付政令第59/2017/NB-CP号に添付)

様式 01 号	科学技術組織による遺伝資源へのアクセス許可証を申請する個人の身元保証
様式 02 号	遺伝資源へのアクセス申請
様式 03 号	遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約
様式 04 号	遺伝資源へのアクセス許可証の交付に関する決定
様式 05 号	遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請
様式 06 号	遺伝資源へのアクセス許可証の更新に関する決定
様式 07 号	遺伝資源へのアクセス許可証交付決定の取消しに関する決定
様式 08 号	学術研究・非商業目的の調査研究のための遺伝資源の国外への移転の申請
様式 09 号	学術研究・非商業目的の調査研究のための遺伝資源の海外への移転の許可に関する決定

ことを承認する。

契約書第...号の誓約に基づく(被保証人名)氏の義務の履行が不十分な場合、我々は当該契約書に基づく(被保証人名)氏の義務に関する規定を実施する責任を負うことを宣言する。

本保証書は、発行日より発効する。

本保証書は、...通作成され、譲渡不能及び撤回不能である。

本保証書は、ベトナム法により規制及び解釈される。

送付先：

保証人となる組織の法的代表者

- 上記；

....

(役職名、氏名、署名、捺印)

- 保管：...

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

遺伝資源へのアクセス申請書

(国の権限のある当局) 御中

1. 申請者 :

- 組織の場合 : 組織の正式名称 ; 事業許可書番号又は設立に関する決定番号、交付日及び交付場所 ; 組織の代表者名 ; 役職 ; 連絡先となる担当者名 ; 住所 ; 電話 ; ファックス ; 電子メールアドレス。

- 個人の場合 :

+ 氏名 ; 公民身分証明書又はこれに相当する書類の番号、交付日及び交付場所 ; 住所 ; 電話 ; ファックス ; 電子メールアドレス ;

+ 個人の専門技能及び専門分野 ;

+ 個人が構成員である科学技術組織に関する情報 : 組織の正式名称 ; 組織の事業許可証番号又は設立に関する決定番号、交付日及び交付場所 ; 組織の代表者名 ; 役職 ; 住所 ; 電話 ; ファックス。

2. 申請内容 :

- 遺伝資源 (一般名、他の名称、学術名) 。

- アクセスする遺伝資源の予定量 (遺伝資源の試料数、量・体積を明記) 。

- 遺伝資源へのアクセスの目的 :

非商業目的の研究

商業目的の研究

商用製品の開発

- 計画されるアクセス期間 : ... から (3年を超えないこと)

- 予定しているアクセス場所 :

- 予定している提供者 :



(該当する場合) 提供者の情報 :



推薦提供者の紹介を要請

- (該当する場合) 発生する活動
 - ベトナム領域内からの遺伝資源の持ち出し
 - アクセスの目的の変更を伴わない第三者への移転

3. 予定しているアクセスの方法：

- 期間（開始時期、終了時期）；
- アクセスの方法（手段、ツール及び設備）
- アクセス予定地（自然環境、生物多様性保全施設、コレクション）；
- 遺伝資源の調査、収集を実施する国内の組織及び個人（名称、住所及び連絡先等を明記）。

4. (該当する場合) 遺伝資源に関する伝統的知識の利用：

遺伝資源に関する伝統的知識の利用予定について概略の情報を記載する。

5. 添付書類 (該当する場合、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する 2017 年 5 月... 日付政令第...../2017/ND-CP 号第 9 条第 2 項に定める添付の書類、及びその他の書類)

6. 申請者による誓約：

(個人名・組織名) は、本様式において提供された情報が真実かつ正確であることを誓い、かつ、あらゆる不正確な情報についてベトナム社会主義共和国の法令に基づき責任を負うことを誓約する。

「申請者」が上記の目的において遺伝資源へアクセスすることを、検討及び許可することを.....に要請いたします。

(地名)、日付.....

申請を行う権限のある代表者
(役職名、氏名、署名及び捺印)

遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約

(第...号 提供者－取得者)

- 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に従い

- 2015年民法典に従い；

- 2008年生物多様性法に従い；

- 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する2017年... 日付政令第.../2017/ND-CP号に従い；

- 両署名人の要求に従い

本契約書は、.....日に(場所)において以下の者の間で作成される

遺伝資源を提供する組織名・個人の名前(以下、「提供者」とする)

- 組織の場合：組織の正式名称；事業許可証番号、交付日及び交付場所、設立に関する決定書又は遺伝資源へのアクセスを行う土地、水面の使用権証明書の番号、交付日及び交付場所；組織の代表者名；役職；組織の連絡代表名；住所；電話；ファックス；電子メールアドレス。

- 個人の場合：氏名；公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日及び交付場所；遺伝資源へのアクセスを行う土地、水面の使用権証明書の番号、交付日及び交付場所；住所；電話；ファックス；電子メールアドレス。

及び

遺伝資源にアクセスする組織名・個人の名前(以下、「取得者」という)

- 組織の場合：組織の正式名称；事業許可証番号又は設立に関する決定書の番号、交付日及び交付場所；組織の代表者名；役職；組織の連絡代表名；住所；電話；ファックス；電子メールアドレス。

- 個人の場合：

+ 氏名；公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日及び交付場所；住所；電話；ファックス；電子メールアドレス

+ 個人の専門技能及び専門分野；

+ 個人が構成員である科学技術組織に関する詳細情報：組織の正式名称；組織の事業許可証番号又は設立に関する決定書の番号、交付日及び交付場所；組織の代表者名；役職；住所；電話；ファックス。

(共通のプログラム又は事業において、複数の組織又は個人が協力して遺伝資源へのアクセス又は提供を行う場合、当該組織及び個人は、情報を不足なく提供し、共同で交渉し、共同で条件に合意し、及び共同で契約を締結しなければならない。)

両者は以下の規定について合意する：

第1条 提供者及び取得者は、以下の具体的な情報とともに遺伝資源の提供及び利用について合意する：

1. アクセスする遺伝資源：一般名称、学名及び他の名称
2. アクセスする遺伝資源の試料；アクセス方法、遺伝資源の量、体積：標本数、量、個体等を明記する。
3. 遺伝資源へのアクセスの目的：以下の3つのいずれかの目的を明記する：非商業目的の研究、商業目的の研究又は商用製品の開発。
4. 期間：（予定されるアクセス期間：...から...まで（最長3年間））
5. アクセスの場所。
6. 遺伝資源の利用予定者及びそのアクセスを予定している場所の具体的な情報。
7. 遺伝資源に関する伝統的な知識の利用予定（該当する場合）。
8. 遺伝資源の国外へ移転する計画（該当する場合）。
9. その他の合意事項。

（詳細は、遺伝資源へのアクセス計画に関する添付の附属書を参照）

第2条 遺伝資源の利用から生ずる利益の配分

具体的な状況に応じて、提供者及び取得者は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する2017年...日付政令第 /2017/ND-CP 号第21条、第22条、第23条を遵守した様式及び利益配分の規定に基づいて交渉を行う。

第3条 取得者の義務

1. 遺伝資源へのアクセスに関して：
 - 国の権限のある当局による遺伝資源へのアクセス許可証交付後に限り、遺伝資源へのアクセス計画に従い遺伝資源の調査及び収集を実行する；
 - 本契約書第1条に規定される遺伝資源に限りアクセスを行う。
2. 遺伝資源の利用に関して：
 - 本契約書に定められた遺伝資源へのアクセス目的に限り遺伝資源を利用できる；
 - 商用製品開発の場合は、遺伝資源の利用に関する規定に従い、国の権限のある当局及び提供者に対し、遺伝資源に基づいた製品の利用及び商業化による収益に関する

る情報を定期的に報告しなければならない。

3. 目的の変更：遺伝資源へのアクセス及びその利用における変更は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する 2017 年... 日付政令第.../2017/ND-CP 号第 14 条 1 項の規定を遵守して実施するものとする。

4. 遺伝資源へのアクセスに基づいた成果に対する知的財産権に関して：

- 取得者は、遺伝資源へのアクセス及び利用に基づいた成果に対する知的財産権の登録時に、提供者の遺伝資源の出所又は原産地を確実にしなければならない。

- アクセスした遺伝資源に基づく成果に対する知的財産権を商業化する場合、取得者は本契約書第 2 条に定める利益配分を確実なものとし、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する 2017 年... 日付政令第.../2017/ND-CP 号第 22 条 2 項の規定の遵守を確実なものとしなければならない。

5. アクセスした遺伝資源の第三者への移転：遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する 2017 年... 日付政令第.../2017/ND-CP 号第 14 条 2 項の規定を遵守しなければならない。

6. 利益の配分：本契約書第 2 条に定める利益配分を実施する。

7. 通知及び報告：遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関する法令の規定に従った報告制度を実施する。

8. 提供者及び関係者に対する支払い：所定の手数料、費用、及び租税。

9. 当事者間の合意によるその他の義務。

第 4 条 提供者の義務

1. 要請がある場合、遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請過程において取得者と連携する。

2. 本契約書第 1 条の規定にあるように、遺伝資源を取得者に提供する。

3. 相互に合意されたその他の義務。

第 5 条 紛争の解決

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関連する全ての紛争は、ベトナム法及びベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定に従って解決されるものとする。

第 6 条 報告及び会計

取得者は、本契約書に関連する以下の内容を含む、会計帳簿及び報告書を正確かつ完全な状態で維持、更新する責任を有するものとする。

1. 実施した取引；

2. 領収書、請求書に関する個別の報告；

3. 会計帳簿は閲覧、検査が可能でなければならず、一般的な会計基準に従い作成されなければならない；

4. 正確な支払いを確保するため、遺伝資源・遺伝資源に関する伝統的な知識の利用及び開発により得た収益に関する報告書及び記録は、アクセス可能でなければならない。

5. 取得者は、本契約の満了日又は終了日から....年間は標本に関連する会計帳簿、報告書を保管しなければならない。ただし、期日より前に契約が失効する又は終了する場合を除く。

6. その他の合意事項。

上記の内容以外に、個別の具体的な事例ごとに、各当事者は以下の内容に関して合意することができる：

- 租税、費用。
- 法律に従った、情報の秘匿性に関する合意
- 保険。
- 書類、記録へのアクセス。
- 契約書の修正及び補完。
- 契約の解約及び清算。
- 不可抗力の場合。
- 関連するその他の内容。

本契約書は原本....通からなり（それぞれ....枚、....ページからなる）、双方が....通ずつ保管し、国の権限のある当局に一(01)通送付する。

取得者

(肩書き、氏名、署名及び法人印)

提供者

(肩書き、氏名、署名及び法人印)

(遺伝資源へのアクセスが行われた場所又は提供者の登録住所)における (取得者)及び (提供者)の間の遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約書

(コミュニケーションレベル) 人民委員会は原本 01 (一) 通を保管するものとする

(地名) 年 月 日

コミュニケーションレベル人民委員会委員長

(署名、氏名、押印)

遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する詳細計画

(遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約書に添付)

1. 遺伝資源に関する一般情報

- アクセスする遺伝資源：一般名、学名、その他の名称
- アクセスする遺伝資源の試料；
- アクセスする遺伝資源の量、試料の個数、量、重さ、個体等を明記する
- 遺伝資源へのアクセスの目的
- 期間：(アクセス予定期間：....から....まで) (最長3年間)
- アクセスを予定する場所

自然環境におけるアクセス：

+ 場所：森林の場合は調査区(plots)、下位区分(sub-zones)、その他の生態系の場合は地理座標を明記する

+ 境界線：線図、地図(縮尺 1:10,000 以上)を添付し、自然の境界線を記述する；

+ アクセスを予定する場所の面積：

+ アクセスを行う区域の生態系、動植物相の現状。

- 生物多様性保全施設及びコレクションにおける遺伝資源へのアクセス：

生物多様性保全施設又はコレクションにおいてアクセスされる予定である遺伝資源に関する情報(遺伝資源が収集された期間及び場所)

2. アクセスの方法

- アクセスの方法及び実施方法(アクセス及び利用の手段、ツール及び設備、収集の時期・回)

- 収集に参加する国内の個人・組織(名称、住所、連絡窓口等を明記)

3. 保全及び経済社会に対する遺伝資源へのアクセスの影響評価

- 生物多様性、生態系及び経済社会が影響を受けた可能性があるアクセス場所において影響評価を実施する。

- 上記の影響を防止及び軽減するための解決策を提案する。

4. 遺伝資源の利用計画

- 遺伝資源の利用の目的及び予想される結果

- 遺伝資源の特性、効用、利益の特定を含む、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用（該当する場合は、遺伝資源に関連する伝統的な知識を記述し、当該遺伝資源の提供者と異なる場合は、伝統的な知識を提供する地域社会及び個人を特定する。）

- 遺伝資源及びその派生物による商用製品の研究及び開発の実施に従事する国内の組織及び個人（名称、住所及び連絡窓口等を明記）

- 遺伝資源及びその派生物による商業製品の研究及び開発の実施が予定される場所。

- （該当する場合）発生する活動：

+ 遺伝資源のベトナム社会主義共和国の領域内からの持ち出し（ベトナム領土から持ち出す遺伝資源の量及び回数などの詳細）；

+ 利用目的の変更を伴わない、遺伝資源の第三者への移転。

（遺伝資源を受領する組織又は個人、遺伝資源の国外への持ち出しの時期、及び予測される利用活動に関する情報を添える）

5. 遺伝資源の利用から生ずる利益の配分の誓約

（取得者及び提供者間における遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約書において合意した、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分の形式及び方法）

国の権限のある当局

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

番号: /QD-....

(地名)、日付... ..

遺伝資源へのアクセス許可証の交付に関する

決定

(申請番号(日付).....)

..... 大臣は、

省庁の役割、任務、権限、組織構造を定める....年....月...日付政令第..../201..../ND-CP号に従い;

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する2017年....月....日付政令第...../2017/ND-CP号に従い、

(組織名・個人名)の遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類を検討し;
常任審査機関の要請に基づき、

以下を決定する:

第1条 国の権限のある当局は、以下の者に許可証を交付する:

- 組織の場合:組織の正式名称;事業許可証番号又は設立に関する決定書の番号、交付日及び交付場所;組織の代表者名;役職;組織の連絡先となる担当者名;住所;電話;ファックス;電子メールアドレス。

- 個人の場合:

+ 氏名;公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日及び交付場所;住所;電話;ファックス;電子メールアドレス;個人の専門技能及び専門分野;

+ 保証人となる組織に関する情報:組織の正式名称;組織の事業許可証番号又は設立に関する決定書の番号、交付日及び交付場所;組織の代表者名;役職;住所;電話;ファックス。

+ 番号、記号;発行地及び発行の日付;身元保証書名;保証書発行組織名;

第2条 遺伝資源へのアクセス及び利用の範囲:

1) アクセスする遺伝資源:一般名、学名及びその他の名称

- 2) アクセスする遺伝資源の試料；アクセスする遺伝資源の量
- 3) 遺伝資源へのアクセスの目的；
- 4) 予定しているアクセス期間：....から....まで
- 5) 予定しているアクセスの場所
- 6) 提供者（氏名、連絡先詳細）
- 7) 遺伝資源の利用者及び遺伝資源活動の実施場所に関する情報。
- 8) 遺伝資源の伝統的な知識の利用に関する情報
- 9) 遺伝資源のベトナム社会主義共和国の領域内からの持ち出しに関する情報。

第3条 組織又は個人は、以下の責任を負うものとする：

- 1) 「...」（申請した目的）の目的のために遺伝資源を利用する；
- 2) 本決定と一緒に発行される遺伝資源へのアクセス計画を実施する；
- 3)年...月...日にコミュニケーションレベル人民委員会に認証された、...年...月...日付（取得者）及び（提供者）の間における遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する契約第.....号の内容を実施する；
- 4) ベトナムを原産地とする遺伝資源及びその派生物へのアクセス及び利用時の報告義務及びその他の関連規則を遵守する。

第4条 本決定書は、署名日から...年...月...日まで効力を有する

第5条 常任審査機関の長、.... 及び組織又は個人.... は、本決定の実施に責任を負う。

送付先

- 第5条による
- 中央連絡先
- 町村人民委員会
- 保管：書類管理部

大臣

(署名及び捺印)

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請

国の権限のある当局 御中

1. 一般情報

遺伝資源へのアクセス許可証の更新を申請する個人又は組織に関する一般情報：

- 組織の場合：組織の正式名称；事業許可証番号又は設立に関する決定書の番号、交付日及び交付場所；組織の代表者名；役職；組織の連絡先となる担当者名；住所；電話；ファックス；電子メールアドレス。

- 個人の場合：

+ 氏名；公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日及び交付場所；住所；電話；ファックス；電子メールアドレス；

+ 個人が構成員である科学技術組織に関する情報：組織の正式名称；組織の事業許可証番号又は設立に関する決定書の番号、交付日及び交付場所；組織の代表者名；役職；住所；電話；ファックス。

国の権限のある当局の長による....年....月....日付の決定第..../QD 号に基づいて遺伝資源へのアクセス許可証をすでに取得している。

2. 実施済みの遺伝資源へのアクセス及び利益配分の現状及び結果の概要

3. 遺伝資源へのアクセス許可証の更新の申請

理由（理由及び説明）：

延長する期間：...から...まで

4. 添付資料：

（必要書類の一覧は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する 201..年....月...日付政令第..../20.../ND-CP 号第 17 条第 2 項の規定において定められている）；

（組織又は個人名）は、本申請書及び添付書類に提供された情報及びデータの信頼性について、ベトナム社会主義共和国の法令に対し、すべての責任を負う。

....に対し、上記の目的における遺伝資源へのアクセス許可証の更新を「申請者」に対して検討及び許可することを、謹んで申請いたします。

(地名) 年 月 日

申請者

(役職、氏名、署名及び法人印)

国の権限のある当局

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

番号: /QD ……

場所) 日付

遺伝資源へのアクセス許可証の更新に関する
決定

……………省大臣は、

省庁の役割、任務、権限、組織構造を定める……年……月……日付政令第……/201……/ND-CP号に従い；

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する2017年……月……日付政令第……/2017/ND-CP号に従い；

(組織名)の遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請書類を検討し；
常任審査機関の要請に従って、

以下を決定する：

第1条 遺伝資源へのアクセス許可証の交付に関する……年……月……日付の国の権限のある当局の長による決定第……号に基づく遺伝資源へのアクセス期間を……年……月……日から……年……月……日まで延長する。

第2条 本決定書の内容は修正不可能であり、遺伝資源へのアクセス許可の付与に関する……年……月……日付の……大臣による決定第……/QD号を遵守するものとする。

第3条 本決定は、署名から……年……月……日まで効力を有する。

第4条 常任審査機関の長……及び組織・個人……は本決定の実施に責任を負う。

送付先

- 第4条による
- 国の中央連絡先
- 町村人民委員会
- 保管：書類管理部

大臣

(署名及び捺印)

国の権限のある当局

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

番号: /QD ……

(場所) 日付

遺伝資源へのアクセス許可証の交付決定の取消しに関する

決定

……………省大臣は、

省庁の役割、任務、権限、組織構造を定める……年……月……日付政令第……/201……/ND-CP号に従い；

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する2017年……月……日付政令第……/2017/ND-CP号に従い；

常任審査機関の要請に基づき、

以下を決定する：

第1条 ……日付の国の権限のある当局の長による遺伝資源へのアクセス許可証を付与する決定第……号を取消す。

決定第……号において遺伝資源へのアクセス許可証を付与された……（組織名・個人名）は、ベトナムにおける遺伝資源へのアクセスを直ちに中止し、以下の義務を履行しなければならない：

……………
第2条 本決定は、署名日より発効する。

第3条 常任審査機関の長……及び組織・個人……は、本決定の実施に責任を負う。

送付先

- 第3条による
- 国の中央連絡先
- 町村人民委員会
- 保管：書類管理部

大臣

(署名及び捺印)

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

学術研究・非商業目的の調査研究のための遺伝資源の国外への移転の申請

国の権限のある当局 御中

1. 国内の科学技術組織、学生及び博士課程在籍者に関する情報：

- 科学技術組織の場合：組織の正式名称；科学技術活動登録のための事業許可証番号、交付日及び交付場所；組織の代表者名；役職；住所；電話；ファックス；

- 個人の場合：氏名；公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日及び交付場所；住所；電話；ファックス；電子メールアドレス。学生又は博士課程在籍者が修学している科学技術組織又は研修施設に関する一般情報。

2. 遺伝資源の国外への移転の目的

非商業目的の調査研究 (research)

学術研究 (study)

3. 国外への移転を行う遺伝資源の情報

No	内容	詳細情報
1.	遺伝資源名	(一般名、学名、その他の名称)
2.	アクセスした場所	(遺伝資源が収集された場所の住所、座標)
3.	期間	
4.	遺伝資源の試料	(アクセス、収集する部分)
5.	収集した量	
6.	収集方法の説明	(手段、設備、ツール)
7.	(利用可能な場合) 遺伝資源に関する伝統的知識	

8.	国外への移転を申請する遺伝資源の量・体積	
----	----------------------	--

4. 提供者に関する情報

- 組織の場合：組織の正式名称；事業許可証番号、交付日及び交付場所；設立に関する決定書又は土地、水面の使用権証明書の番号；組織の代表者名；役職；組織の連絡先となる担当者名；住所；電話；ファックス；電子メールアドレス。

- 個人の場合：氏名；公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日及び交付場所；遺伝資源へのアクセスを行う土地、水面の使用権証明書の番号、交付日及び交付場所；住所；電話；ファックス；電子メールアドレス。

5. 国外での遺伝資源の利用に関する情報

学術研究用に遺伝資源を受け入れる、及び協力する外国の組織又は個人に関する具体的な情報を提供する。

6. 申請書に添付する書類（必要書類の一覧は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する 年 月 日付政令第 /2017/NB-CP 号第 20 条に定められている、及び該当する場合はその他の書類）

7. 誓約

（科学技術組織名・学生名・博士課程在籍者名）は以下を誓約する：

- 国外への移転を申請する遺伝資源は、学術研究・非商業目的の調査研究のためにのみ利用する；

- 遺伝資源の第三者への移転は認められていない；

- 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する 2017 年 日付政令第 /2017/NB-CP 号に定める報告に関する義務を遵守する；

- 本申請書及び添付書類に提供された情報及びデータの信頼性について、ベトナム社会主義共和国の法令に対して保証し、及びすべての責任を負う。

「申請者」が、学術研究・非商業目的の研究のために上記に申請した遺伝資源を国外へ移転することを検討及び許可することを に謹んで要請いたします。

(地名) 年 月 日

申請者

(役職名、氏名、署名及び法人印)

国の権限のある当局

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

番号: /QD ……

(場所) 日付

学術研究・非商業目的の調査研究のための遺伝資源の国外への移転の許可
に関する

決定

……省大臣は、

省庁の機能、任務、権限、組織構造を定める… 日付政令第… /201 /ND-CP 号に従い；

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する 2017年,,, 日付政令第… /2017/ND-CP 号に従い；

(国内の科学技術組織・個人) による、学術のため・非商業目的の調査研究のための遺伝資源の国外への移転の申請書類の提示について；

(常任審査機関名) の要請に従って、

以下を決定する：

第1条 学術研究・非商業目的の調査研究のための遺伝資源の国外への

移転の許可を受ける科学技術組織・個人に関する情報

- 科学技術組織の場合：組織の正式名称；科学技術活動登録のための事業許可証の番号、交付日及び交付場所；組織の代表者名；役職；住所；電話；ファックス；

- 個人の場合：氏名；公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日及び交付場所；住所；電話；ファックス；電子メールアドレス。（学生又は博士課程在籍者が修学している科学技術組織又は研修施設に関する一般情報）

第2条 遺伝資源に関する情報

- 1) アクセスした遺伝資源：一般名、学名、及びその他の名称
- 2) アクセスした遺伝資源の試料；
- 3) 提供者に関する情報
- 4) アクセスが行われた場所
- 5) ベトナムの国外に移転される遺伝資源の量
- 6) 海外における遺伝資源の利用予定地（研究組織名、研修施設名、連絡先詳細）。

第3条 許可証に基づく（科学技術組織名・個人名）の責任

- 1) ベトナム社会主義共和国の領域内から移転される遺伝資源は、....の目的（学術研究・非商業目的の調査研究）にのみ利用する；
- 2) 許可証を取得する遺伝資源を第三者に移転してはならない；
- 3) 2017年...月...日付の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する政令第.../2017/NĐ-CP号及び関連するその他の法律に定められる報告義務を遵守する。

第4条 本決定は、署名日より発効する。

第5条 常任審査機関名の長.....及び.....（科学技術組織名・個人名）は、本決定の実施について責任を負う。

送付先

-;

-税関当局;

保管：書類管理部、.....

大臣

(署名及び捺印)